

訴 状

令和6年9月17日

甲府地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

關 野 文 士



原告訴訟代理人弁護士

高 部 裕 史



原告訴訟代理人弁護士

中 川 佳 治



原告訴訟代理人弁護士

中 村 光 太 郎



原告訴訟代理人弁護士

後 藤 英 恵



原告訴訟代理人弁護士

亀 山 倫 世



原告訴訟代理人弁護士

笹 津 備 文



原告訴訟代理人弁護士

梅 村 大 樹



原告訴訟代理人弁護士

國 澤 雄 次 郎



当事者の表示

別紙当事者目録記載の通り

差止請求事件

訴訟物の価格 160万円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、被告が運営する「conditioning & fitness RISE」（以下「RISE」という。）の会員契約を締結するに際し、下記内容の条項を含む契約の申込みまたは承諾の意思表示を行ってはならない。

記

規約第5条（会費・延長料金）

② 1ヶ月会員様が一旦納入した会費は理由の如何を問わず返還しません。

③ 6ヶ月会員様及び12ヶ月会員様が納入した会費につきましては、以下の事由がある場合に限り、退会される月までの会費を月払いに換算し、同換算金額と、お支払い済みの会費から1月分の会費相当額を控除した金額との差額を返還します。

- (1) 当施設の長期間の休業等により、会員様において入会した目的を達成することが困難と認められる場合
- (2) その他当施設においてやむを得ないと認めた場合

規約第12条（損害賠償責任免責）

当施設内で発生した盗難、紛失、損害、その他の事故の責任については当施設では一切の責任を負いません。また入場者が当施設利用に際して、入場者の責めに帰すべき事由により入場者が受けた損害については、当施設は一

切の損害賠償責任を負いません。

規約第13条（入場者の賠償責任）

入場者が当施設の利用に際して、入場者の責めに帰すべき事由により当施設に損害を与えた場合、当該入場者はすみやかにその賠償の責に任じるものとしします。

また、入場者が他の入場者その他第三者に損害を与えた場合、いかなる事由においても当施設はその責任を負わないものとしします。（特にロッカーキー等の紛失にはご注意ください。弁償の対象となります。）

規約第16条（規約の改定）

当施設は7日前までにインターネットの利用、当施設受付への掲示その他の方法により会員様に周知することにより本規約の改定を行うことができます。なお改定した本規約の効力は全会員様に及ぶものとしします。

規約末尾

当施設での事故、ケガ、盗難や紛失の責任は一切負いかねます。

- 2 被告は、前項記載の内容の条項が記載された本件規約が印刷された規約用紙及び本件規約が掲載されたウェブページを破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと周知させ、同項の意思表示を行わないように指示する措置をとれ。
- 4 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに1項ないし3項についての仮執行の宣言を求める。

請求原因

1 当事者

- (1) 原告は、令和5年8月3日、消費者契約法13条第3項に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。
- (2) 被告は、ドラッグストアチェーン経営等を目的とする事業者であり、「天然温泉ヘルシースパサンロード」（甲府市大里町4144-4）及び同施設内にあるスポーツジム「conditioning&fitness RISE」（以下「RISE」という。）を運営している。

2 「ご利用規約・同意書」の法的性質

RISEは「月額会員制」を採用しており、顧客がRISEを利用するためには、会員登録が必要となる（甲2）。

そして、会員登録に際しては、顧客は被告が作成した「ご利用規約・同意書」（以下「本件規約」という。）に同意し、署名した上で、会員登録を申し出ることとなっている（甲3「ご利用規約・個人情報保護方針に同意し、会員登録します。」）。

そのため、本件規約は顧客と被告間を拘束する施設利用契約内容の一部となっており、消費者と事業者との間で締結される役務提供契約として消費者契約法が適用される。

3 本件規約第5条について

(1) 本件規約第5条の内容

本件規約第5条は、納入された会費について、「理由の如何を問わず返還しません。」（第2号）、「以下の事由がある場合に限り」「1月分の会費相当額を控除した金額との差額を返還します。」（第3号）と定めている（甲3）。

かかる規程は、会員との契約が無効ないしは取り消された場合や、会員による誤入金等の場合であっても、会員は原則として被告から会費の返還を受けることができないとするものである。

また、被告側の事情に基づく休業により会員が施設利用をすることができな

い場合にも、かかる休業が「長期間」に及ばない場合には会員は原則として会費の返還をうけることができない。仮に「長期間」であるとして返還を受けることが出来る場合であっても、「1月分の会費相当額を控除した金額との差額」のみの返還しか受けることができない。このように、本条項は、個別の事情を問わず、いったん納入した月会費については原則返還しない規程となっており、事業者である被告の債務不履行責任を免れる規程となっている。

(2) 消費者契約法8条1項1号、同2号違反

ア 消費者契約法8条1項1号は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき、無効とする旨規程するとともに、同項2号は、事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする旨規程している。

つまり、同条項は、事業者に故意又は重過失がある場合、事業者は一切免責されず、事業者に軽過失がある場合、事業者は全責任を免れることはできないが、一部を免責することは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしている。

イ 本件規約第5条は、被告側の事情に基づく休業によって会員が施設利用をすることができない場合などにも、1ヶ月会員においては納入した会費全額を（同条2号）、6ヶ月会員及び12ヶ月会員においては軽過失の場合に限定せずに1月分の会費相当額を（同条3号）返還しない規程となっている。

よって、本件規約第5条第2号、第3号は、被告が行うべき会員に生じた損害を賠償する債務不履行責任の全部ないし一部を免除する条項になっている。

したがって、本件規約第5条第2号、第3号は、消費者契約法8条1項1号、2号に該当し、同条柱書により無効である。

(3) 消費者契約法10条違反

ア また消費者契約法10条は、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規程する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする旨規程している。

そして、民法703条は、法律上の原因なく他人の財産により利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負うと定め、不当利得返還請求権を認めている。

イ 本件規約第5条は、契約が無効ないし取り消されたような場合や会員による会費の誤入金等がなされた場合、本来は会員に民法上は不当利得として返還すべき月会費に相当する金員について、会員は返還を受けることができない旨を定めるものであるから、消費者契約法10条における「消費者の権利を制限し」に該当する。

また、本件規約第5条が適用された場合、会員は本来であれば不当利得として返還を受けられるはずの月会費に相当する金員の返還を受けることができなくなる一方で、被告は、契約の瑕疵である無効ないしは取り消しという事情や、誤入金等の偶然の事情、被告側の事情に基づく休業という消費者に何らの帰責性のない事情に基づいて、本来返還すべき月会費に相当する金員の返還義務を免れる点で利益がある。

このような被告に一方的に利益のある内容について、被告が一律に作成した本件規則で消費者の権利を制限することは、消費者に予期せぬ不利益を与えるもので、信義誠実の原則に反し、消費者契約法10条における「消費者の利益を一方的に害する」ものであるといえる。

したがって、本件規約第5条は、消費者契約法10条により無効である。

4 本件規約第12条及び規約末尾について

(1) 本件規約第12条の内容

本件規約第12条は、「当施設内で発生した盗難、紛失、損害、その他の

事故の責任については当施設では一切の責任を負いません。また入場者が当施設利用に際して、入場者の責めに帰すべき事由により入場者が受けた損害については、当施設は一切の損害賠償責任を負いません。」と定め、本件規約末尾にも「当施設での事故、ケガ、盗難や紛失の責任は一切負いかねます。」と定めている（甲3）。

そのため、被告従業員の故意や過失により盗難や紛失、器具の故障等による事故が発生した場合であっても、被告の損害賠償責任を一切免除する規程となっている。

(2) 消費者契約法 8 条 1 項各号違反

ア 消費者契約法 8 条 1 項 1 号・3 号は、事業者の債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき、無効とする旨規程するとともに、同項 2 号・4 号は、事業者の債務不履行ないし不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする旨規程している。

つまり、事業者に故意又は重過失がある場合、事業者は一切免責されず、事業者に軽過失がある場合、事業者は全責任を免れることはできないが、一部を免責することは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしている。

イ 本件規約第 1 2 条及び本件規約末尾の記載は、従業員の故意や過失により盗難や紛失、事故が発生した場合でも、被告の責任を一切免除することとなるため、消費者契約法 8 条 1 項各号に反し、本条項は無効である。

5 本件規約第 1 3 条について

(1) 本件規約第 1 3 条の内容

本件規約第 1 3 条は、「入場者が他の入場者その他第三者に損害を与えた

場合、いかなる事由においても当施設はその責任を負わないものとします。」と定めており、被告の損賠賠償責任を一切免除する旨規程している（甲3）。

(2) 消費者契約法8条1項各号違反

ア 上述したように、消費者契約法8条1項各号は、事業者に故意又は重過失がある場合、事業者は一切免責されず、事業者に軽過失がある場合、事業者は全責任を免れることはできないが、一部を免責することは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしている。

イ 本件規約第13条は、入場者が他の入場者等に損害を与えたことについて、被告従業員にも不作為などの過失が認められるような場合であっても、被告の責任を一切免除することとなるため、消費者契約法8条1項各号に反し、本条項は無効である。

6 本件規約第16条について

(1) 本件規約第16条の内容

本件規約第16条は、「当施設は7日前までにインターネットの利用、当施設受付への掲示その他の方法により会員様に周知することにより本規約の改定を行うことができます。なお改定した本規約の効力は全会員様に及ぶものとします。」と定めており、被告により一方的な本件規約の改定が無制限に可能である規程になっている（甲3）。

(2) 消費者契約法10条違反

ア 上述したように、消費者契約法10条は、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規程する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする旨規程している。

そして、民法548条の4は、本来民法の原則によれば、契約内容を事

後的に変更するには、個別に相手方の承諾を得る必要があるところ、多数の顧客と個別に変更についての合意をすることは困難であるとの定型約款の特殊性に鑑み、実際に相手方（顧客）の同意がなくとも変更を可能とする必要がある一方で、相手方（顧客）の利益保護の観点から、合理的な場合に限定する必要もあるとの趣旨で、①「定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき」、②「定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規程により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」には、「定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる」旨を規程している。

イ しかし、本件規約第16条は、民法上認められた合理的な変更の場合に限定することなく、規約の変更を被告の意思のみで一方的に行うことを可能にする点で、相手方（顧客）の同意権を制限するものであり、消費者契約法10条における「消費者の権利を制限し」に該当する。

また、会員は規約の変更について同意するか否かを全く述べることができないのに対して、被告は自らに利益のある規約変更を自由に行うことができる点で、会員（消費者）に予期せぬ不利益を与えるもので、信義誠実の原則に反し、消費者契約法10条における「消費者の利益を一方的に害する」ものであるといえる。

したがって、本件規約第16条は、消費者契約法10条により無効である。

7 本訴訟に至る経緯

(1) 問い合わせ及び申し入れ

原告は、被告に対し、令和2年2月3日、本件規約に関する問い合わせを行い、同年11月24日には、本件規約の上記各条項について削除または改定を申し入れた。

しかし、被告は原告に対し、いずれにも何らの回答もしなかった。

(2) 事前請求書の送付

そのため、原告は、被告に対し、令和6年7月26日、消費者契約法41条1項に定める書面を送付し（甲4の1）、同書面は同月27日に送達された（甲4の2、甲4の3）。

これに対しても、被告は原告に何らの回答もしなかった。

8 まとめ

以上のとおりであるので、請求の趣旨のとおり、請求する。

添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証の写し	各2通
3	証拠説明書	2通
4	訴訟委任状	1通
5	資格証明書	2通

当 事 者 目 録

- 〒400-0032 甲府市中央4丁目3-19 桜商事ビル3階
原告 特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネット
代表者代表理事 花 輪 仁 士
- 〒400-0032 甲府市中央4-3-3 甲府中央ビル2階
關野法律事務所
原告訴訟代理人弁護士 關 野 文 士
電 話 055-242-7733
F A X 055-235-7750
- 〒400-0858 甲府市相生1-19-2 FLDビル6階
あおば法律事務所
原告訴訟代理人弁護士 高 部 裕 史
原告訴訟代理人弁護士 中 川 佳 治
電 話 055-225-6723
F A X 055-225-6724
- 〒400-0031 甲府市丸の内3-20-7 フォワードビル4階
けやき通り法律事務所
原告訴訟代理人弁護士 中 村 光 太 郎
原告訴訟代理人弁護士 後 藤 英 恵
電 話 055-237-5800
F A X 055-237-5803

〒400-0024 甲府市北口3-8-24 東條法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 亀山倫世

電話 055-255-1051

FAX 055-255-1052

〒400-0032 甲府市中央1-9-6 青柳ビル2階

甲府中央法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 笹津備文

電話 055-236-8802

FAX 055-236-8827

〒400-0031 甲府市丸の内1-16-10

トラストワンビル19 3-B 弁護士法人ForPEACE法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 梅村大樹

電話 055-225-5604

FAX 055-267-6061

〒400-0858 甲府市相生2-5-17 鈴木屋ビル4階

たちかぜ法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 國澤雄次郎

電話 055-228-3001

FAX 055-228-3002

〒406-0031 山梨県甲府市後屋町452番地

被 告 株式会社クスリのサンロード

代表者代表取締役 樋口 俊 英